

砥部焼大使設置要綱

平成 22 年 3 月 1 日
砥部町告示第 17 号

(設置)

第 1 条 砥部焼の魅力を広く紹介し、知名度の向上を図るとともに砥部焼の振興に寄与するため、砥部焼大使（以下「大使」という。）を置く。

(役割)

第 2 条 大使は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 砥部焼イメージの高揚に関すること。
- (2) 砥部焼ブランドの宣伝に関すること。
- (3) その他砥部焼振興のための支援に関すること。

(審査会)

第 3 条 大使を選考するため、砥部焼大使審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、町長、副町長、総務課長及び商工観光課長をもって組織する。
- 3 委員長は、町長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。ただし、委員長に事故があるときは、副町長がその職務を代理する。
- 5 審査会の決議は、委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。
- 6 委員長は、審査会を召集する暇がないと認めるときは、書面決議の方法によることができる。

(候補者)

第 4 条 大使の候補者となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 砥部町出身者又はゆかりのある者
- (2) 各分野において活躍し、多くの人から敬愛されている者
- (3) 砥部焼をこよなく愛し、人格、識見ともに優れた者
- (4) 砥部焼の魅力を積極的に発信する機会を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、審査会が適切と認める者

(推薦)

第 5 条 大使の推薦は、前条の候補者のうちから、次の各号のいずれかに該当する者がすることできる。

- (1) 町長、副町長及び教育長

- (2) 砥部焼大使優待店の代表者
- (3) 砥部町行政組織規則に定める課長
- (4) 砥部町議会事務局処務規程に定める事務局長
- (5) 砥部町教育委員会事務局組織規則に定める課長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が認める者

(委嘱)

第6条 大使は、審査会で選考された者のうちから、本人の同意を得て町長が委嘱する。

(任期)

第7条 大使の任期は設けない。ただし、第2条各号に定める大使の役割を果たせなくなった場合及び本人より辞退の申し出があった場合は、この限りでない。

(報酬等)

第8条 町長は、大使に対する報酬は支給しないものとする。

2 町長は、大使に対して、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 大使之証
- (2) 町の広報誌及びその他刊行物
- (3) その他町長が必要と認めたもの

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年砥部町告示第13号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年砥部町告示第25号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。